

定 款

京 セ ラ 株 式 会 社

2025年6月26日改正

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、京セラ株式会社と称し、英文では、KYOCERA CORPORATIONと表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 特殊磁器およびこれを応用した各種製品の製造、販売ならびに研究
- (2) 単結晶材料およびこれを応用した各種製品の製造、販売ならびに研究
- (3) 複合材料の製造、販売ならびに研究
- (4) 特殊プラスチックの製造、販売ならびに研究
- (5) 電子用測定器の製造、販売ならびに研究
- (6) 電子機器、電気機器およびその部品の製造、販売ならびに研究
- (7) 自動車用部品の製造、販売ならびに研究
- (8) 貴金属、貴石、半貴石およびこれを応用した各種製品の製造、販売ならびに研究
- (9) 衣服、身辺装飾品、室内装飾品、室外装飾品およびインテリア用品の製造、販売ならびに研究
- (10) 健康食品の卸および小売業
- (11) 医療用材料および機器の製造、販売ならびに研究
- (12) 医薬品の製造、販売ならびに研究
- (13) 太陽エネルギーを利用した機器の製造、販売ならびに研究
- (14) 発電所の建設および販売、発電事業およびその管理運営ならびに電気の供給および販売
- (15) 発電装置、蓄電装置その他のエネルギー関連機器およびその部分品の製造、販売ならびに研究
- (16) 光学機械機器、精密機械機器およびその部分品の製造、販売ならびに研究
- (17) 事務機械機器、産業用機械機器およびその部分品の製造、販売ならびに研究
- (18) 写真用感光材料の製造、販売ならびに研究
- (19) 土木・建築・電気・管工事の設計、監理および請負
- (20) 不動産の売買、賃貸、管理およびそれらの仲介
- (21) スポーツ・レクリエーション・医療等に関する施設、ホテル、レストランの賃貸、管理および経営ならびに旅行斡旋業
- (22) 自動車運送取扱事業および倉庫業
- (23) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務ならびに総合リース業、ファクタリング業および金融業
- (24) 各種プラントおよびその技術の売買
- (25) コンピュータに関するソフトウェアの開発ならびに販売
- (26) 前各号に付帯する特許権その他の工業所有権およびノウハウの販売等による処分、購入等による取得およびその仲介
- (27) 前各号の輸出入に関する業務
- (28) 前各号に関連付帯する一切の商行為

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を京都市に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、2,400,000,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株主の売渡請求）

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第13条（株主総会の招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 当社は、感染症の拡大、天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第14条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（株主総会の招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、12名以内とする。

第20条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役、役付取締役、相談役および顧問）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。
3. 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。

第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役会の決議事項について、その議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第27条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第28条（社外取締役の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第29条（監査役の員数）

当会社の監査役は、6名以内とする。

第30条（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第34条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第36条（社外監査役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

第37条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第38条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第39条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第40条（配当の除斥期間）

配当財産がその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。